平成２３年（フ）第８４号
三重県名張市つつじが丘北５番町224番地
債務者　西村　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３１６号
宮崎市高岡町花見1767番地
債務者　野田真由美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７９号
兵庫県明石市魚住町錦が丘３丁目22番地の１
債務者　大川　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
兵庫県明石市西新町２丁目15番10号　西尾ビル１Ｆ101号
債務者　伊藤　　清
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８１０号
福岡市博多区板付１丁目４番31―601号
債務者　柿原　康博
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０号
広島県福山市大門町５丁目17番15号
債務者　枝森　淳也
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２３７号
広島県福山市山手町1701番地７、旧住所広島県福山市山手町５丁目７番67号
債務者　津下　貞次
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２３８号
広島県福山市山手町1701番地７、旧住所広島県福山市山手町５丁目７番67号
債務者　津下チカ子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７５８号
北九州市八幡西区上の原３丁目17番19号
債務者　髙野　美紀（旧姓地主）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８３号
神戸市兵庫区下祇園町30番12号
債務者　梶　　慶子（旧姓谷山）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６８号
兵庫県明石市藤江1463番地の１　カサグランデ藤江102号、従前の住所神戸市垂水区清水が丘３丁目14番15―106号
債務者　堤内　千織
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０３号
兵庫県三木市大村533番地の１　ファミールハイツ103号、従前の住所兵庫県小野市昭和町406番地
債務者　本澤千代美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０００号
神戸市長田区堀切町５番１号
債務者　田中　哲也
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９５０号
福岡県古賀市新原1015番17
破産者　有限会社ルート
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市大王町１番９号
破産者　福山　義幸
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６２８３号
東京都台東区西浅草３丁目24番12号
破産者　有限会社キヨタカ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８６６号
千葉県木更津市中央３丁目11―９―403
破産者　平岩　　勘
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５号
東京都町田市鶴間1465―16、住民票上の住所神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町25―７
破産者　半田　國恩
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部